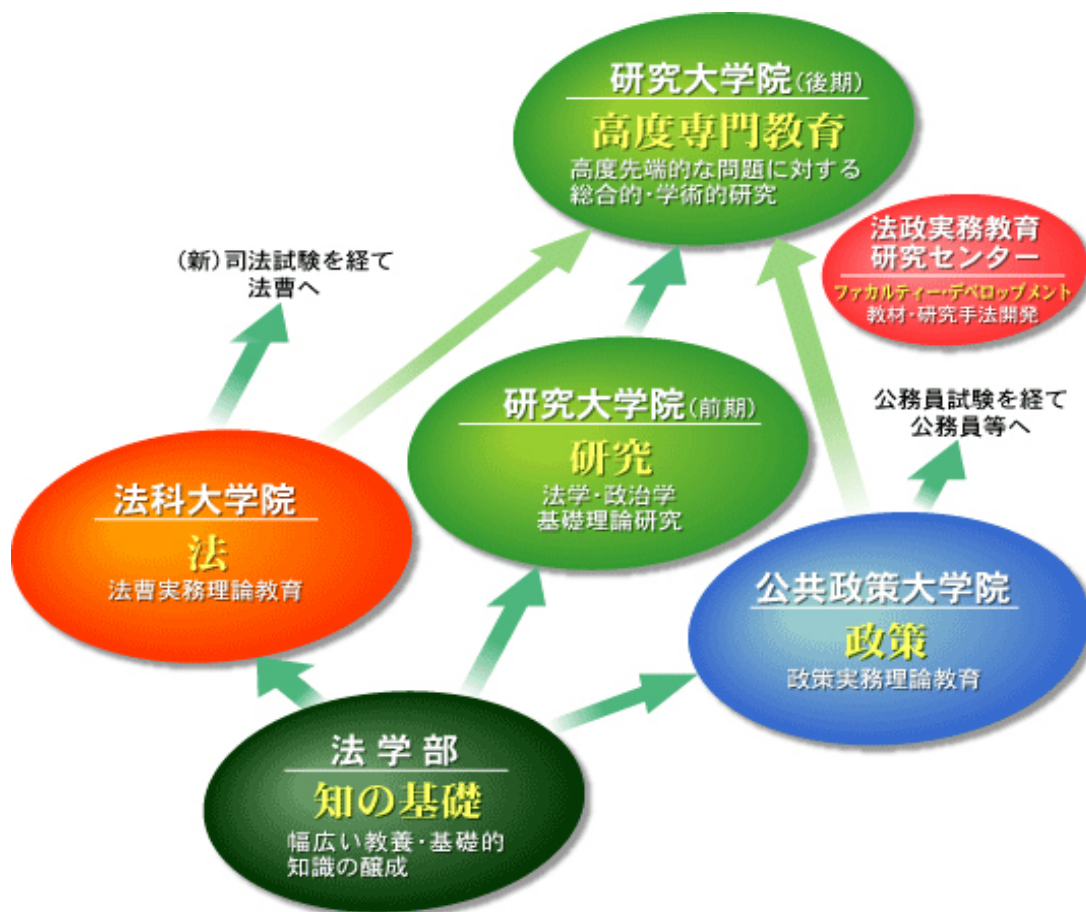


平成 18(2006)年度 東北大学法科大学院年次報告書

1. 設置者

国立大学法人東北大学

2. 教育上の基本組織



3. 教員組織 参考資料：別紙2（別紙様式3、4）

教員数 54名（教授23名、助教授12名、その他19名）

うち専任教員27名（みなし専任3名を含む）

（平成18年5月1日現在）

4. 収容定員及び在籍者数 参考資料：別紙2（別紙様式2）

(1) 収容定員

300人（入学定員100人）

(2) 在籍者数

238人（平成18年5月1日現在）

5. 入学者選抜

(1) アドミッションポリシー

東北大学法科大学院は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法の担い手としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）に必要とされる法的思考に対する適性と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れる。

(2) 入学者選抜の概要

選考は、次に掲げる「適性試験等による選考」（以下「第1次選考」という。）、「論述試験等による選考」（以下「第2次選考」という。）及び「面接試験等による選考」（以下「第3次選考」という。）の3段階の方法により行う。第2次選考は、第1次選考の合格者に対して行い、第3次選考は第2次選考の合格者に対して行う。第3次選考の結果により最終合格者を決定する。入学を志望する者は、予め入学申請にあたって、2年間での修了を希望するか否かを示すものとする。

なお、法学既修者としての入学を希望していた者に対して、法学未修者としての入学を認めることはない。

(3) 受験者数等

(ア) 出願者 470名

出願者内訳

出願者	既修者		未修者		計	
	男	女	男	女	男	女
仙台会場	76	17	57	24	133	41
東京会場	147	22	100	27	247	49
計	223	39	157	51	380	90
	262		208		470	

東北大学出身 114名（内他学部出身者14名）

他大学出身 356名（早稲田58、中央36、慶應義塾28、新潟18、明治17、一橋13、東北学院11ほか）

社会人等 216名（うち社会人171名、他学部等116名）

年齢構成 20代(384名)、30代(72名)、40代(12名)、50代(2名)

(イ) 第1次選考【書類選考】実施なし

(ウ) 第2次選考【既修者:法学専門科目、未修者:小論文試験】受験者 395名

受験者内訳

2次受験者	既修者		未修者		計	
	男	女	男	女	男	女
仙台会場	70	16	54	24	124	40
東京会場	111	15	84	21	195	36
計	181	31	138	45	319	76
	212		183		395	

第2次選考 合格者 208名

内訳 法学既修者 116名 (男性97名・女性19名)

法学未修者 92名 (男性64名・女性28名)

(エ) 第3次選考【面接試験】受験者 201名

内訳 法学既修者 114名 (男性95名・女性19名)

法学未修者 87名 (男性61名・女性26名)

(オ) 第3次選考合格者 115名

法学既修者コース (2年課程) 63名 (男性48名・女性15名)

法学未修者コース (3年課程) 52名 (男性36名・女性16名)

(カ) 入学手続き完了者 97名

内訳 法学既修者 55名 (男性41名・女性14名)

法学未修者 42名 (男性31名・女性11名)

(キ) 追加合格 4名 (法学既修者コース2名、法学未修者コース2名)

(ク) 最終合格者 119名 (内追加合格4名を含む)

法学既修者コース (2年課程) 65名 (男性50名・女性15名)

法学未修者コース (3年課程) 54名 (男性38名・女性16名)

(ケ) 追加合格発表後の入学辞退 4名 (法学既修者コース2名、法学未修者コース2名)

(コ) 最終入学者 97名

(4) 入学者数等

(ア) 内訳

法学既修者コース (2年課程) 55名 (男性41名・女性14名)

法学未修者コース (3年課程) 42名 (男性31名・女性11名)

(イ) 出身大学等

東北大学出身 36名 (うち他学部出身者3名)

他大学出身 61名 (主な出身校 中央10、早稲田8、東京4、新潟3、福島3、上智3、金沢2、一橋2、北海道2、東京都立2、青山学院2、慶應義塾2、日本2、法政2ほか)

社会人等 49名 (男性40名・女性9名)

社会人等内訳 社会人 44名 (男性35名・女性9名)

他学部 18名 (男性13名・女性5名)

(ウ) 年齢

年齢構成 20代(79名)、30代(17名)、40代(1名)

6. 標準修了年限

3年（ただし、入学試験において、法学既修者として入学を認めた者については2年）

7. 教育課程及び教育方法 参考資料：別紙2（別紙様式1）

（1）教育目的

法科大学院は、優れた法曹（法科大学院では、現行法体系全体の構造を正確に理解する能力、具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察する能力、緻密で的確な論理展開能力、他者とのコミュニケーションを図る高度の能力などを備えた法曹を「優れた法曹」と考えている）の養成を目的とした独自のカリキュラムを組んでいる。

（2）教育課程

法学未修者に対して第1年次科目（公法（憲法、行政法）、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）を開講して、1年間で法学既修者と呼ぶに相応しい能力を備えることを目的とした教育を行う。

次に、2年次には従来の六法の縦割り授業から脱却した視点をもつ基幹科目として民法、商法、民事訴訟法を融合した実務民事法、刑法及び刑事訴訟法を融合した実務刑事法、憲法及び行政法を融合した実務公法を開講している。このほか、実務基礎科目（法曹倫理、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習（以上、必修科目）、民事要件事実基礎、刑事事実認定論、リーガル・リサーチ、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、模擬裁判（以上、選択必修科目）、基礎法・隣接科目（日本法曹史演習、西洋法曹史、実務法理学Ⅰ・Ⅱ、実務外国法Ⅰ・Ⅱ、法と経済学）、展開・先端科目（環境法、経済法理論、経済法実務、倒産法、実務労働法Ⅰ・Ⅱ、知的財産法Ⅰ・Ⅱ、企業課税論、国際法発展、国際私法など）を開講している。

とりわけ3年次の必修である実務基礎科目（法曹倫理（2年次・3年次開講）、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習）は、将来の法曹の職務に直結する内容となっている。

また、基礎法・隣接科目は、過度に実務的な見方に傾斜しないように留意し、法学の理論的素養を涵養することを目的とした教育を目指し、展開・先端科目は民事法、刑事法、公法が相互に絡み合う分野について、現代のわが国の法学・法曹実務が直面している課題に対して的確に対応できる能力を涵養することを目的とした教育を行っている。

総じて言えば、1年次は法学未修者のための教育、2年次は法曹となるために必要な理論的な深化を目指すとともに、実務の基礎にも触れる教育、3年次は理論に基づいた法曹実務の初歩的な理解と経験に関する教育を行う。そのために、研究者教員及び実務家教員相互の不断の努力がなされている。

課程修了要件は、3年以上在学し、第1年次科目30単位、基幹科目28単位、実務基礎科目10単位以上（そのうち必修科目8単位及び選択必修科目2単位以上）、基礎法・隣接科目4単位以上、展開・先端科目24単位以上の計96単位以上の修得である。

（3）教育方法

まず、とりわけ必修科目についてはクラス分けを行い、1クラス50名を標準に教育を行っている。また、演習科目については、1クラス15名～20名を標準としている。履修制限にかかった学生は、

履修登録の変更を行うことができる。

講義・演習とも、双方向・多方向の授業を導入している。講義と討論の割合については、第1年次科目については、基礎的な法学に関する学力を養成するため、いずれかといえば講義に、逆に第2年次の基幹科目は、法学についての実務的スキルを養成するため、いずれかといえば討論に重点を置いたものとなっている。

第1年次科目については、基本7法につき研究者教員による授業が行われている。基幹科目については、研究者教員と実務家教員が、実際の講義・演習や教育方法の準備等において連携して授業を行っている。法律基礎科目については適切な実務家教員を中心として、基礎法・隣接科目については適切な研究者教員を中心として授業をおこなっている。展開・先端科目については、研究者教員を初めとして、適切な実務家教員が授業を担当している。

教材については、市販のロースクール教材を初め、各授業の教員において適切な判例・文献を取捨選択しながら、十分な予習と授業後の復習に必要な資料を作成して授業を行っている。

なお、必修科目については、第1年次科目と基幹科目の授業担当教員の相互の連絡のため、懇話会等を開いている。また、授業に関する質問等については、オフィス・アワー制度を設けている。

8. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価

成績評価の区分は東北大学法科大学院規程第8条において規定しており、それは学生全員に配布されている学生便覧に明記している。

具体的には、試験の成績は、100点を満点とし、AA：90点以上、A：80点以上90点未満、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満の5段階とし、AA、A、B、Cを合格とすることとし、人数比につき、AAは若干名、Aは20%以下、B、Cは40パーセントを目処にし、プラスマイナス20パーセントの変動を認めることとし、各教員の採点の際の指針として示している。不合格であるDについては絶対評価である。

なお、成績の基準等については、より詳細な資料を全学生に配付した。

(参考:平成18年4月5日実施の全学生に対する総合履修指導配付資料からの抜粋)

①成績評価の客観的基準について、成績は、中間及び期末の試験（レポート試験等も含む。）、授業への出席状況、授業での発言内容、課題の成績を総合評価して、これを定める。

②筆記試験については、たとえば、以下のような能力等を総合的に評価する。

事実認識能力、鋭い問題意識と問題分析解決能力、
主要な判例・学説の知識（基礎的・専門的法知識）、
論理的一貫性（法的分析による推論）、批判的検討能力と発想の柔軟性
文章構成能力（法的な議論を説得的に表現する能力）

③成績は、以下の基準による。

AA...90～100点　：若干名
A...80～89点　　：20%を上限とする。
B...70～79点　　：40%を標準とする（±20%）。
C...60～69点　　：40%を標準とする（±20%）。
D...59点以下　　：不合格。

ただし、授業科目の特性・内容、受講者数等により、
上記の比率と異なる取扱いを認めるべき授業科目は、この限りでない。

(2) 課程修了

東北大学法科大学院における修了認定を受けるためには、標準修業年限である3年以上在学すること、かつ、96単位以上を修得することが必要である。

なお、法学既修者については、第1年次科目30単位を修得したものとみなすことになるが、それ以外に既修得単位の認定を行うことはできない。

法学未修者についても、東北大学法科大学院履修案内第12条第1項及び第2項により、既修得単位の認定は、展開・先端科目に属する科目で、かつ、10単位を上限としている。

東北大学法科大学院規程に規定する修了要件単位数は、3年以上在学し、第1年次科目30単位、基幹科目28単位、実務基礎科目10単位以上、基礎法・隣接科目4単位以上及び展開・先端科目24単位以上の計96単位以上を修得することとなっている。

(参考)

平成18年度 課程修了者 79名

(内訳 平成16年度 未修入学者30名、既修入学者4名、平成17年度 既修入学者45名)

9. 学費及び奨学金等の学生支援制度

(1) 入学科

282,000円

(2) 授業料

半期分 402,000円 (年額 804,000円)

(3) 奨学金等

(ア) 日本学生支援機構

平成18年度新規採用者 67名

採用者 142名 (1種88名・2種81名・内併用貸与27名)

(イ) その他

三菱信託山室記念奨学財団 1名

亀井記念財団 1名

10. 修了者の進路及び活動状況

平成18年度修了者 79名 (司法試験受験準備)

平成17年度修了者 45名 内訳

旧司法試験合格者 2名

新司法試験合格者 20名

(新司法試験受験者) (42名)

別紙2(別紙様式1)

開講授業科目一覧

学期区分： セメスター制を採用

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

科 目	授業科目名	配当 年次	学期	時間数 (時間)	単位 数	必修・ 選択等	開講方法	授業方法 (形態)	受講学生数(うち、 LS外の学生)	担当教員		開講単位数 計	授業科目内容の概要	シラバス等 のページ	
										名 前	分類				
法律基本科目	公法系科目 (憲法・行政法)	公法	1	前期	67.5	6	必修	毎年	講義	42	辻村みよ子 稲葉 馨	専 専	12		
		実務公法	2	通年	67.5	6	必修	毎年	講義	①55,②46	稲葉 馨 山元 一	専 専			
	民事系科目 (民法・商法・ 民事訴訟法)	民法	1	通年	135	12	必修	毎年	講義	42	河上 正二 小粥 太郎 早川 眞一郎 水野 紀子 久保野恵美子	専 専 兼任 専 専	32		
		商法	1	後期	45	4	必修	毎年	講義	43	吉原 和志	専			
		民事訴訟法	1	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	42	菱田 雄郷	専			
		実務民事法	2	通年	157.5	14	必修	毎年	講義	①55,②48	河上 正二 水野 紀子 小粥 太郎 石井 彦壽 石井 裕一 藤田 紀子 久保野恵美子 早川眞一郎 吉原 和志 森田 果 坂田 宏	専 専 専 実・専 実・み 実・専 兼任 専 専			
	刑事系科目 (刑法・刑事訴訟法)	刑法	1	前期	45	4	必修	毎年	講義	44	成瀬 幸典	専	14		
		刑事訴訟法	1	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	45	佐藤 隆之	専			
		実務刑事法	2	通年	90	8	必修	毎年	講義	①55,②53	藤宗 和香 成瀬 幸典 佐藤 隆之	実・専 専 専			
	法律実務基礎科目	法曹倫理	2,3	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	①57,②51	石井 彦壽 畑 一郎 藤宗 和香 官澤 里美	実・専 実・み 実・専 実・み	2	プロフェッションとしての法曹の役割と倫理について講義と事例研究により深く理解し、法曹としての責任感・倫理感を養うことに置かれている。裁判官・検察官・弁護士に共通する役割・倫理を検討するとともに、裁判官・検察官・弁護士に特有の役割・倫理についても検討する。単純には割り切れない事例を検討することにより、法曹の役割と倫理を深く考える機会を提供する。	25
民事訴訟実務の基礎		民事・行政裁判演習	3	通年	33.75	3	必修	毎年	講義	①41,②40	石井 彦壽 藤田 紀子 三輪 佳久	実・専 実・専 兼任	5	民事裁判及び行政裁判に当事者の代理人として臨むにあたって、最低限習得しておくべき能力を身につけることにある。このために、①混沌とした紛争の中から、法的に意味のある事実を抽出して分析し、訴訟物をどのように構成するか、請求原因となる事実は何か、どの事実を抗弁、再抗弁として位置づけるか、重要な間接事実は何かを検討し、適切な法律構成を施すという法律構成能力、②自らの主張を訴状、答弁書及び準備書面にまで結実させる文章起家能力、③自らの主張を基礎づけるための適切な証拠を収集する証拠収集能力、④証拠に適切かつ説得的な評価を加える事実認定能力を獲得し、スキルアップすることを目指す。司法研修所で行っていた前期修習を一段階超えるレベルを目標とし、徹底した起案練習を根幹とした演習を行う。	26
		民事要件事実基礎	2,3	通年	22.5	2	選択	毎年	講義	①45,②49	畑 一郎	実・み		民事訴訟は、民事実体法上の権利の存否を国家が公権的に確定して宣言することにより私人間の紛争を解決する手続であるが、ここでは、民事実体法と民事手続法との架橋として要件事実が重要な機能を果たしている。すなわち、民事訴訟の最終段階では、裁判所は、判決において要件事実の存否(証明責任の所在)に基づき権利の存否を判断することになるので、それへ向けての証拠調べは、最終的な立証目標を要する作業とqんせつする。このように、裁判所は、常に要件事実を念頭において、審理判断をすることになるし、当事者(訴訟代理人)の訴訟活動及びその前提としての提訴準備活動、さらには、予防法学的見地に立った取引活動も、要件事実を踏まえて的確に遂行する必要があるから、法曹実務家として要件事実の理解は不可欠である。本講義は、要件事実が具体的な民事訴訟においてどのような役割を果たすか、具体的な事例における要件事実が何か等につき基礎的な理解を深め、法曹実務家として必須の知識を身に付けることを目的とする。併せて、基礎運営に関するマクロの視点を養うとともに、要件事実以外の事実すなわち、間接事実等(いわゆる事情を含む。)の訴訟上の機能の理解を求める。	28
刑事訴訟実務の基礎		刑事裁判演習	3	通年	33.75	3	必修	毎年	講義	①41,②40	藤宗 和香 菊池 静香 斉藤 啓昭 翠川 洋 村井 三郎	実・専 兼任 兼任 兼任 兼任	5	刑事手続に携わる実務法曹として必要な基本的知識・技能を習得することを目的とする。ここでは、具体的な事件を素材として、証拠の評価、事実の認定、判決書をはじめとする各種書面の作成などを実際に経験することを通じて、検察官、弁護士、裁判官が、どのような視点から事件をとらえ、手続の中で自らの責務をどのように果たしていくのか、を主体的に体得するとともに、①事案を丁寧に分析し、そこに含まれる事実上・法律上の問題点を発見する能力、②証拠の適正な評価に基づいて、適切な事実認定を行う能力、③自らの主張を的確かつ説得的に構成・表現する能力、④手続上必要な文書を適式に起案する能力、を涵養することが目指される。	27
		刑事事実認定論	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	15	藤宗 和香 吉田 年宏	実・専 兼任		従来の法学教育においては、一定の事実を確定的なものとして与え、それに対して法的ルールを適用して、どのような結論が得られるかという点が重視されてきたといつてよい。しかしながら、現実の刑事事件では、検察官の主張する事実と、被告人・弁護人側のそれとが必ずしも一致するわけではなく、また、当事者の主張する事実が、公判廷で取り調べられた証拠から直ちに認定できるとも限らない。裁判官は、法的ルールの適用に先だて、いかなる事実を基礎として判断するかを確定しなければならず、また、最終的な事実の確定は裁判官によって行われるとしても、検察官、弁護人もまた、自らの主張に見合う事実を基礎とすれば、その主張が裁判所に容れられることはない。その意味で、この「事実認定」といわれる作業についての基本的な理解は、実務法曹を目指す者にとって必須の素養といふべきである。そこで、本講義では、簡略化された事件記録に素材を求め、事実が確定されるまでの法律家の思考の過程を辿ることを通じて、法律家の職務において圧倒的な重要性を有する「事実認定」という活動につき理解を深めることを目的とする。	29
法情報調査	リーガル・リサーチ	1,2	前期	22.5	2	選択	毎年	講義 実習	40	芹澤 英明 博志 金谷 吉成	専 専 兼任	2	この授業の目的は、法曹実務家として活動するために不可欠な情報収集能力、情報処理能力を習得することである。実務においては、直面する問題について、最新のものも含めた的確な情報を収集し、それらを整理する能力が要求される。そうした能力を養うために、検索ツール等について全般的な解説をし、実際にそれらを使用して情報を検索・整理する訓練を行う。	30	
クリニック	リーガル・クリニック	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義 実習	2	藤田 紀子 河上 正二 官澤 里美 坂田 宏	実・専 専 実・み 専	2	この講義の目的は、実際に生起する民事の紛争に対して、担当教官の指導のもとに学生が法律相談業務に携わることによって、既習の法的知識を応用に移し、法の適用の在り方を体得するとともに、基礎的技能を磨き、将来の実務活動に対する理解と、問題調査能力、法的処理能力を涵養することにある。模擬相談に対するクリニックは、法的問題に対する学生の社会的意識の向上をもたすのみならず、来談者に対する法律相談・法律情報の提供という形で社会貢献の機能をも果たす。	32	

科 目	授業科目名	配当 年次	学期	時間数 (時間)	単位 数	必修・ 選択等	開講方法	授業方法 (形態)	受講学生数(うち、 LS外の学生)	担当教員		開講単位数 合 計	授業科目内容の概要	シラバス等 のページ
										名 前	分 類			
ローヤリング	ローヤリング	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義 実習	24	佐藤 裕一	実・み	2	1. 法律家(特に弁護士)として法律実務を行うためには、幅広い法的知識を前提として、様々な立場の人とコミュニケーションをとりながら、より良い紛争の解決や権利の実現をめざすことが必要です。依頼者からの法律相談・受任に始まり、相手方との交渉、裁判における権利主張・立証による説得といった一連の事件処理の流れの中で、種々の実務的なスキルを研鑽することが必要不可欠なものです。また、ADRを含めていかなる紛争処理手続を選択するかといった判断も大きな意味を持つこととなります。 2. この科目においては、紛争の発生からその解決(権利実現)に至るプロセスにおける実務的なスキルを養成することを目的とします。一般民事事件を主としますが、多数の債権者を相手とする倒産事件処理も取り扱います。ここで養われたスキルはリーガルクリニック、模擬裁判、エクスターンシップといった他の実務基礎科目を学ぶための前提となるだけでなく、将来法律実務家となった場合にも大きな養育となるものであると考えています。 また実務的なスキルは正確な法的知識・思考を有していることが前提です。授業の中では民法や民事訴訟法等の法的知識・思考を絶えず確認しながら進めていくことにしたいと思います。なお、ローヤリングAと同日は基本的に同一内容です。	33
エクスターンシップ	エクスターンシップ	2、3	前期 集中	22.5	2	選択	毎年	講義 演習 実習	13	官澤 里美 坂田 宏 藤田 紀子 佐藤 裕一 河井 聡 藤田 浩 佐々木洋一 内田 正之	実・み 専 実・み 専 兼任 兼任 兼任 兼任	2	法律事務所等において法実務研修プログラムを行う。 この科目では、学生が、法律事務所等における実務の一端に触れて法実務の実態を研修することにより、基幹科目で学んだ「実務民事法」「実務刑事法」「実務公法」等が現実の社会の中で実際にどのように機能しているのか、各種法律知識等やローヤリングの必要性等を体験学習することを目的とする。その際、来訪者や事件の依頼人などのプライバシーや個人の秘密、あるいは企業が有する営業秘密などについて法令遵守義務や守秘義務を負うことについて、実地に体験することも重要な目的である。 実際の研修先については、各年度毎に協力機関と交渉し協定を結ぶこととし、その都度受講可能学生数を確定する。	35
模擬裁判	模擬裁判	3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義 演習 実習	15	石井 彦壽 藤宗 和香 翠川 洋 廣瀬 健二	実・専 実・専 兼任 兼任	2	刑事手続に携わる実務法曹および手続への関与者の役割を、具体的に体験することを通じて、実務家として必要な知識・技能を習得することを目的とする。 刑事事件の事件受理から判決に至るまでの裁判過程を、学生が主体的に検察官、弁護士、裁判官の各立場に立って、ロール・プレイング型シミュレーションあるいは自分たちで考案して模擬尋問を行うことにより、法律知識を実際に使いこなす実務的な基礎的な技能を養うとともに、学生の主体的な企画立案能力、問題調査能力、プレゼンテーション能力等を養成することを、具体的に目指すものである。	37
基礎法学・隣接科目	日本法曹史演習	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	演習	2	吉田 正志	専・他	2	わが国の歴史の中にもみられる法曹を対象として、その人物を研究することにより将来自分はどうなる法曹になりたいかを考えることを目的とする。研究の対象とする法曹は参加者各自が自分で決める。自分の理想とする人物でもよいし、逆に反面教師の人物でも構わない。有名でも無名でもよい。原則として1人を選んでもらうが、必要ならば複数人でもよい。時代としては近現代の人物が望ましいが、前近代の法曹的人物でもよい。	38
	西洋法曹史	2、3	後期	22.5	2	選択	隔年×	講義				2		
	実務法理学Ⅰ	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	76	樺島 博志	専	2	「基本権の保護義務論」の批判的検討	39
	実務法理学Ⅱ	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	35	樺島 博志	専	2	「現代型訴訟」の経緯と課題	40
	実務外国法Ⅰ	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	14	芹澤 英明	専	2	この授業の目的は、インターネット上で公開される実務的教材・資料(判例をもとにした問題群)を素材にソクラテス・メソッドによって対話・討論を行っていくことを通じて、実務アメリカ法の基本的枠組みを理解し、法曹実務において必要となるアメリカ法の知識、思考方法、法技術を修得していくことにある。これによって実務アメリカ法について基本的知見をもった国際的な法曹人となるための基礎を築くとともに、涉外法務の主流である英米法系の諸外国との間に生じる複雑な国際法務の問題にも対応できる基礎的能力を養成する。	41
	実務外国法Ⅱ	2、3	前期 集中	22.5	2	選択	毎年	講義	20	芹澤 英明 中村 英雄	専 兼任	2	東京大学社会科学研究所の中村英雄助教授をお招きし、日・米・欧州の比較法を取り上げる。特に、アメリカ法の連邦制の視点から見たとき、現在のAU法の発展がどのように位置づけられるか、受講者とともに考察したい。	43
	法と経済学	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	53	河上 正二 芹澤 英明 菱田 雄郷 蘆立 順美 渋谷 雅弘	専 専 専 専 兼任	2	この授業の目的は、いわゆる法と経済学ないし法の経済分析に関する基礎的な養育を習得することにある。法と経済学は、利益衡量において、モデルに基づいた説得力のある議論枠組み——例えば、あるルールを設定した場合、人はどのように行動するのか、といった問いに対する回答——を提供する。 経済分析は、モデルという形で現実世界を抽象化・単純化して議論を行うため、経済分析によって得られた結論を現実の法ルールにそのまま当てはめることは危険であり、法の経済分析を行うにあたっては、常にその限界を意識することも重要である。授業では、法と経済学の有用性と、その利用の際の注意点を習得し、法律家として説得的な主張をなすことができるようになることを目指す。	45
現代家族法	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	71	水野 紀子	専	2	家族法の各制度の立法資料などを題材として、民法の考え方を検討し、家族法の現状と今後を考えることを目的とする。	47	
現代契約法	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	69	河上 正二 小粥 太郎 米村 滋人	専 専 兼任	2	契約法上の現代的な諸問題について、裁判例および論文を素材にして検討を加え、民法における債務法・契約法諸規定の機能をより深く理解し、応用する力を養うことを目的とする。内容的には、民法の契約各論および関連特別法を主たる対象とする。	48	
現代不法行為法	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	31	久保野恵美子	専	2	不法行為法が直面する現代的課題につき、判例と設例を用いて考察を加える授業です。既に不法行為法の基礎知識を習得していることを前提に、それらを具体的な事例に適用する力、および新たな事例に対応する解釈論を展開する応用力を高めることを目的とします。	49	
民法発展演習 (民事法発展演習)	2、3	前期	22.5	2	選択	毎年	演習	12	石井 彦壽 畑 一郎	実・専 実・み	2	具体的な事例を題材として、ソクラテス・メソッドによって討論することを通じて、法曹実務の基礎となる民事法の基本的な考え方、その実務的な適用の在り方を習得することを目的とする。	50	
民法発展演習 (民事法発展演習)	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	演習	26	佐藤 裕一	実・み	2	1. 従来は、弁護士にとって交通事故損害賠償事件に関与することはかなり日常的なことであり、一般民事事件として認識されてきました。裁判例も数多く出されており、その積み重ねによって客観性を備えた損害賠償額算定の基準が形成されてきています。しかしながら近時の交通事故損害賠償事件は多岐にわたる法的論争を経て理論的にも深化し、事件に関与する弁護士にも偏りが生じていることもあって、むしろ専門的な色彩を強めていると言える状況なのです。また事件処理にあたっては、事故自体の分析には工学的な、医師の治療をめぐっては医学的な問題点を含むことがあり、法律以外についても幅広い知識と理解が要求されるようになっていきます。 2. 講義の中では最近の判例を取りあげて、論争点を把握するとともに、訴訟、示談、ADRといった紛争解決手段の選択及び解決の手法についても検討します。この演習を通じて、交通事故損害賠償については実務に必要な基礎知識と紛争解決手法を学ぶことになると考えています。	51	
民法発展演習 (民事法発展演習)	2、3	後期	22.5	2	選択	毎年	演習	16	藤田 紀子 小粥 太郎 水野 紀子 久保野恵美子	実・専 専 専 専	2	最近の最高裁判例を題材として、ソクラテス・メソッドによって討論することを通じて、民法の考え方と最新の論点を習得することを目的とする。最高裁判例を教材として、理論上、実務上の問題を検討する。当該判例の活字に当たっては詳細の他、下級審の裁判例等を収集し検討する訓練も行う。最初の時間に文献探索の方法論は確認するが、学生は、自力で、関連判例、文献等を調査、検討の上、授業に臨むことが求められる。	52	
消費者法		2、3	後期	22.5	2	選択	隔年×	講義						

科 目	授業科目名	配当 年次	学期	時間数 (時間)	単位 数	必修・ 選択等	開講方法	授業方法 (形態)	受講学生数(うち、 LS外(学生))	担当教員		開講単位数 計	授業科目内容の概要	シラバス等 のページ
										名 前	分類			
展 開 ・ 先 端 科 目	医事法	2,3	後期	22.5	2	選択	隔年○	講義	88	河上 正二 水野 紀子 米村 滋人	専 専 兼任	2	本授業は、医療事故、生命倫理その他の医療をめぐる重要問題について、立法例・裁判例等の検討を行うことにより、医療紛争における法的問題を解決する能力を涵養するとともに、医療のあり方や法の役割についての理解を深めることを目的とする。	53
	環境法 (環境法Ⅰ)	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	59(12)	西久保裕彦	兼任	2	この講義では、環境問題の基本的な事象を踏まえた上で、これに対する法制度について、公害問題の発生以来の公害訴訟・被害者救済問題から、予防的、計画的に環境保全が組み込まれた経済社会の構築を目指す現在の環境法政策に至る知識を習得する。また、環境問題は地球規模の課題となっており、国際状況についての基本的な理解も不可欠であることから、地球温暖化に係る国際約束である京都議定書など地球規模で顕在化しつつある環境問題に関する国際的な視野からの法的なアプローチについても学習する。	54
	環境法Ⅱ	2,3	前期 集中	22.5	2	選択	毎年	講義	53(5)	大塚 直	兼任	2	これまでの奔放な経済活動のもたらした環境への負荷が、許容量をこえて蓄積し、環境を破壊し、人々の生活に重大な影響を与えつつある。今日では、地球規模で、環境を守り循環型社会への転換が求められていることは周知の通りである。この授業では、とくに、環境私法を中心として、現代の法がかかえる法的課題と、なすべき理論的・実践的取り組みを検討することを目的とする。	56
	証券取引法	2,3	前期	22.5	2	選択	隔年×	講義						
	金融法	2,3	集中	22.5	2	選択	隔年×	講義						
	経済法理論	2,3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	33	鈴木 孝之	実・専	2	法学既修者を対象として、経済法のうち、我が国の自由市場経済の根幹をなす競争秩序の維持を目的とする独占禁止法を中心に、その基本的知識と思考方法の習得を目的とする。経済学の知見を踏まえつつ、審判・判決の検討・分析を通じて、現実の経済社会における企業の事業活動に関わる諸問題をルール型社会において法的に解決できる理論構築及び専門用語による討論能力を養成することを旨とする。	57
	経済法実務	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	15	鈴木 孝之	実・専	2	経済法理論の既修者を対象として、独占禁止法違反行為に対する行政処分・刑事処分・民事的措置をめぐる手続、争訟、企業法務などの実務的かつ発展した知識及び思考方法の習得を目的とする。企業・消費者に身近な不正な取引方法から始めて、知的財産権との関係などの先端的問題を経て、企業法務及び消費者保護のために法曹として活動する場合の専門分野にできる基盤が形成されたといえるレベルを目指す。	59
	企業法務演習Ⅰ	2,3	前期	22.5	2	選択	毎年	演習	26	吉原 和志	専	2	平成17年に予定される会社法制の主要な内容を理解・習得するとともに、改正が企業法務に及ぼす意味や影響を考えていく。	61
	企業法務演習Ⅱ	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	演習	26	藤田 浩	兼任	2	今日、本邦企業が直面する多様な法的問題を、具体的な事案の検討を通じて分析し、特に法律実務家としての立場から問題解決の選択肢、方法を提言し、またその得失を比較、判断する実務能力を涵養することをめざす。	62
	商取引法演習	2,3	前期	22.5	2	選択	毎年	演習	40	清水真希子	兼任	2	企業が製品を製造し流通させる過程を考えてもらいたい。製造した製品を売る、第三者を使って売る、運ぶ、貯蔵する、金融の手当てをする。この授業では、そのような過程における契約と、そのような契約に関する私法上の規律について検討する。あわせて商法総則・商行為法の重要概念についても学ぶ。	63
	民事執行・保全法	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	24	坂田 宏	専	2	実務民事法で得た民事裁判に関する知識を、具体的な私権の実行場面である民事執行及び民事保全の法領域で生かすため、必要な知識を講義及び判例読誦において修得することを目的とする。	64
	倒産法	2,3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	68	貝瀬 幸雄	専	2	破産法、民事再生法を中心に、わが国の倒産法制の概略を学ぶこととする(ケース・スタディによる思考訓練は、本講義で修得した基礎知識を前提に、「応用倒産法」の講義で行われる)。国際倒産法制にも十分に時間をあてる予定である。実務上の諸問題を分析するための理論的基礎と基本的知識を修得させるのが、本講義の目標である	65
	応用倒産法	2,3	前期 集中	22.5	2	選択	毎年	講義	51	佐藤 鉄男	兼任	2	これまで学習してきた民法、商法、民事訴訟法を前提に、また倒産法に関してもある程度の基礎知識をもっている者を念頭において、民事法の応用分野となる倒産法に挑むことを目的としている。	66
	国際民事訴訟法 (国際民事訴訟法発展)	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	5	貝瀬 幸雄	専	2	国際的要素を伴う訴訟法法律関係を対象とする「内国規範の総体」である国際民事訴訟法の理論的かつ体系的把握を目的とする。涉外実務に携わる意欲のある法曹志望者に不可欠の基礎知識を提供することに焦点を合わせたい。	67
	実務労働法Ⅰ	2,3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	67(7)	水町勇一郎	兼任	2	労働法総論と雇用関係法の前半部分を授業する。この授業の目的は、労働法の枠組みを理解し、雇用関係法に関する具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにある。	68
	実務労働法Ⅱ	2,3	前期 集中	22.5	2	選択	毎年	講義	62(7)	水町勇一郎	兼任	2	雇用関係法(後半部分)、労使関係法、労働法の新領域、労働法の総合的考察について授業する。この授業の目的は、労働法の枠組みを理解するとともに、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について考察を深めることにある。	69
	社会保障法	2,3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	37(2)	嵩 さやか	兼任	2	本授業は、少子高齢化の進展などの社会的変化によりますます関心を集めている社会保障制度を法的視点で捉え、主に裁判例の検討を通して同制度がかかえる法的問題を理解すること、および、他の法領域と交錯する社会保障法を勉強することにより民法・行政法・憲法などの知識の確認・応用を行い、幅広い柔軟な法的思考能力を培うこと、を目的とする。	70
	知的財産法Ⅰ	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	18	平塚 政宏 蘆立 順美	兼任 専	2	この授業は、知的財産法に属する諸法のうち、主に特許法について、法制度の枠組みや基本概念等に関する知識の定着、理解を目指すとともに、実務上問題となっている重要論点を整理し、特許法の分野で生じる諸問題の解決に必要な知識および法的思考力を習得することを目的とする。なお、他の知的財産法についても、特許法の各概念を理解する上で必要な範囲について取り上げ、各法の役割や制度の違いについても学ぶことにより、より深く特許法を理解することを目指す。	73
	知的財産法Ⅱ	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	18	蘆立 順美	専	2	この授業は、知的財産法に属する諸法のうち、主に著作権法について、法制度の枠組みや基本概念等に関する知識の定着、理解を目指すとともに、実務上問題となっている重要論点を整理し、著作権法の分野で生じる諸問題の解決に必要な知識および法的思考力を習得することを目的とする。なお、他の知的財産法についても、著作権法の各概念を理解する上で必要な範囲について取り上げ、各法の役割や制度の違いについても学ぶことにより、より深く著作権法を理解することを目指す。	74
	国際知的財産法	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	5	平塚 政宏 蘆立 順美	兼任 専	2	ボーダレス化する現代社会においては、知的財産の国際化が顕著であり、どこの国でも同じように権利を取得できて、確実に権利行使ができるようなグローバルな知的財産保護が求められている。この授業では、国際的な知的財産法制の基本的枠組みと、ハーモナイズに向けた国際的動向等について理解することを目的とする。	76
企業課税論 (租税法基礎)	2,3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	16	澁谷 雅弘	兼任	2	所得課税のうち企業に関する部分を中心的に学び、私法と租税法との関連性を理解することにある。これによって、法律実務家として最低限必要な租税法の基礎を学び、「課税のトラップ」に陥ることのない実務能力を身につける。	77	
刑事実務演習Ⅰ	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	演習	18	藤宗 和香 田子 忠雄	実・専 兼任	2	実際に生じた事件記録を教材にして、現実の捜査がどのように進行し、起訴・不起訴の判断にはいかなる事情が考慮され、公判活動はどう遂行されるかなどを検討する。それによって刑事事件の流れの基礎的な理解を得るとともに、実務家として必要な問題点の把握とそれを処理する能力及び事実認定能力を涵養することを目的とする。また、具体的な事件に触れ、実務家の経験談に接することなどにより、刑事事件に携わることの魅力ややりがいを感じてもらおう。	79	
刑事実務演習Ⅱ	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	演習	16	藤宗 和香 菊池 静香	実・専 兼任	2	刑事事件について、これを取り巻く様々な惹起事項を検討し、適切に解決する実践的な能力を涵養する。実務家に必要とされる基本的事項につき自ら考え、判断する能力を養成する。特に捜査・公判段階において生じる問題について検討し、この分野に関する理解を深めることを目的とする。具体的には、主として、取調べ・事件処理・証人尋問・被告人質問に関わる問題につき議論することを通じて、刑事事件に携わることの魅力、やりがいを感じてもらおうことも、刑事実務演習科目の重要な目的である。	80	
刑事実務演習Ⅲ	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	演習	16	藤宗 和香 田子 忠雄	実・専 兼任	2	実際に生じたやや難度の高い事件記録を教材にして、現実の捜査がどのように進行し、起訴・不起訴の判断にはいかなる事情が考慮され、公判活動はどう遂行されるかなどを検討する。それによって刑事事件の流れの理解を得るとともに、実務家として必要な問題点の把握とそれを処理する能力及び事実認定能力を涵養することを目的としている。	81	

科 目	授業科目名	配当 年次	学期	時間数 (時間)	単位 数	必修・ 選択等	開講方法	授業方法 (形態)	受講学生数(うち、 LS外の学生)	担当教員		開講単位数 合 計	授業科目内容の概要	シラバス等 のページ
										名 前	分類			
	少年法・刑事政策	2,3	前期 集中	22.5	2	選択	毎年	講義	33	廣瀬 健二	兼任	2	未成年者の規範逸脱行動の規制及びその育成は近代国家の大きな課題であり、その規制の中核となる法が少年法である。少年に対する方策には保護教育的な要素が不可欠である。それ故に、少年法は、犯罪対策のほかに保護教育という本質的に相矛盾し兼ねない二つの要請を内包しており、これらの要請の調和をどの水準において図るかが、その性格・在り方を左右することになる。このような少年法を正確に理解し、適切に適用するには、刑法、刑事訴訟法等の刑事法に関する知識のみならず、人間行動諸科学等の基礎知識、教育等に対する理解、さらには少年の育成に対する情熱や素養も要求される。このように少年法には、法的知識のほか、法曹の基本的資質ともいべき、人間存在及びその発達等に関する理解と洞察、弱者を守り、育む情熱と素養、複合的な諸要請の総合的調整等の能力などが要求される。したがって、これを学ぶことによって、法曹として必要かつ有益な能力の開発に資するところは非常に大きいと思われる。とりわけ今日、少年による凶悪事件等が注目を集め、平成12年に改正少年法が成立し、平成18年にはその見直しが予定されるなど、少年法に関する一般国民の関心も非常に高まっている。少年法を正當に理解し有効・適切に適用することができる法曹を育成することは国家的急務とすべしである。 本講義では、児童福祉法、犯罪者予防更生法等の実質的な意義の少年法にも論じ、裁判例等実務運用の実情を踏まえるが、少年法の特別法としての性格から、前提となる刑事訴訟手続、刑法・刑事訴訟法の知識・理解が必要不可欠であるので、その実質的な復習をもさせながら、手続の流れに即して理解を深めさせていくので、授業では、以下の項目・スケジュール順に関わらず関連する事項を総合的・重点的に取り上げて説明する。	82
	国際法発展	2,3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	11	植木 俊哉	兼任	2	国際公法(国際経済法、国際人権法を含む)についての基礎的知識及びその適用・応用能力を身につけ、国際社会における国家や国際組織に関する諸問題に法的に対処するための実務上の基礎能力を習得することを目的とする。また、新司法試験の選択科目である「国際関係法(公法系)」の問題に対応しうるレベルの国際法の基礎的知識を体系的に理解することが実際上の目標である。	83
	国際法発展演習	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	演習	6	植木 俊哉	兼任	2	本演習は、国際法に関係するいくつかの代表的な国際判例及び国内判例等を取り上げ、それぞれの事案における当事者の法的主張や判決の論理等进行分析し、国際法規範の現実の適用・執行の実態を学ぶことを目的とする。また、新司法試験の選択科目である「国際関係法(公法系)」の事例問題へ対処しうる能力を涵養することもその実際上の目標の1つである。	84
	国際人権・刑事法	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	64(2)	西村 篤子	兼任	2	グローバリゼーションの進展に伴い、これまで国内法が排他的に取り扱ってきた分野が、国際法、特に、国際機関において作成された多数国間条約の規制を受けるようになり、また、国際法上の紛争解決のための国際裁判所や国際的なフォーラムが多数設立され、国際判例の急速な蓄積がみられるようになってきている。このため、国内の事案であっても、国際法が直接適用されるものや、あるいは国内法の適用にあたって関連国際法の規定や国際判例の理解が必要となるものが増大してきており、この傾向は、個人の権利義務を直接の対象とする国際人権法、刑事法の分野において特に顕著である。この授業においては、人権、人遣、刑事の分野における国際的な動向を踏まえつつ、わが国の法曹実務において必要となる国際人権・刑事法の知識及び適用に関する基礎的能力を養うことを目的とする。	85
	トランスナショナル情報法	2,3	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	37(1)	芹澤 英明 早川真一郎	専 兼任	2	インターネットをはじめとする情報通信基盤において展開している、国境を越えた情報流通をめぐる法律問題を題材にして、電子取引社会が直面している情報法の最先端問題について理解を深めることを目的としている。国際条約やアメリカ法、EU法の動向及び、我国における情報取引、電子商取引、電子マネー法制のあり方についての実証的取り組みについて考察することにより、情報法政策の基本的な枠組みを理解し、法政策判断能力や分析能力を兼ね備え、先端的領域において活躍が期待できる実務法曹を養成することを旨とする。	87
	国際私法 (実務国際私法Ⅰ)	2,3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	24	西谷 祐子	専	2	国際私法・国際民事手続法・国際取引法について、法曹実務において必要となる思考方法や法技術を伝達することを目的としている。それゆえ、できる限り学生との対話を重視することによって、学生の抱く疑問に丁寧に答えながら、その思考力を涵養することをめざす。	88
	国際取引関係法 (実務国際私法Ⅱ)	2,3	前期	22.5	2	選択	毎年	講義	24	西谷 祐子	専	2	実務国際私法Ⅰ及びⅡは、計4単位として、新司法試験選択科目としての「国際関係法(私法)」に対応するものである。それゆえ、履修者は、必ず実務国際私法ⅠとⅡを合わせて履修すること。	88
	国際家族法 (国際家族法演習)	2,3	前期	22.5	2	選択	隔年×	演習						
	ジェンダーと法演習	2,3	前期	22.5	2	選択	毎年	演習	45	辻村みよ子	専	2	男女共同参画社会基本法は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」(男女共同参画社会)の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置づけているが、実際には、性差についての固定観念(ステレオタイプ)や偏見(ジェンダー・バイアス)、性別役割分業に由来する不合理な差別が、日本社会の至る所に存在し、男女の平等な社会参画を阻んでいる。このことは、司法や法学の領域でも例外ではなく、最近では、判例・学説あるいは法曹実務家のなかにジェンダー・バイアスが現存する例が指摘されることも多くなった。 そこで本演習では、以上のような状況をふまえて種々のジェンダー(とくに社会的・文化的に形成された性差)問題や既存の判例等を検討し、議論することで、法曹実務家に強く要求されるジェンダー・センシティブな問題意識を養い、ジェンダーの視点から法学研究を深めることを目的とする。	90
	憲法訴訟と憲法解釈論	2,3	前期 集中	22.5	2	選択	毎年	演習	20	蟻川 恒正	兼任	2	本演習は、いわゆる憲法訴訟における憲法解釈論の意義と限界を考察するものである。日本における憲法訴訟の停滞は、政治過程での「憲法」表象の偏った氾濫と手を携えて、日本法秩序に占める憲法の存在を特異に周縁的なものにしていく。裁判規範としての憲法を個別の訴訟構造のなかにながらみに適切に位置づけることは、一方で、当事者・裁判官の双方に見られる、憲法に訴えることを回避しようとする現下の支配的な訴訟傾向に歯止めをかける一助となるとともに、他方で、今日の、憲法上の権利を以て公的・社会的な諸権力を制限すべく憲法実体論上は目的・手段審査のみを武器として訴訟過程に介入しようとする有力な訴訟傾向にも一定の反省を迫る意味を持つ。 本演習では、判例の単なる解説的研究を排し、来るべき判例理論を展望しつつ、各箇の訴訟構造に応じた憲法解釈論の構築の方法を修得することを旨とする。	92

- (注) 1 評価実施年度の5月1日現在で、当該年度開講科目のみ記入してください。また、隔年開講の授業科目が評価実施年度に開講されていない場合においても記入してください。
2 「授業科目名」については、開講する授業科目を4つの科目(法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)に区分整理して記入してください。ただし、4つの科目に区分することができない授業科目については、新たに科目分野を設けて記入してください。なお、複数の科目に開講する授業科目については、「授業科目内容の概要」に、該当する科目・授業の開講数等の内容について簡潔に記入してください。
3 「学期区分」については、採用している学期の種類(セメスター制、トリメスター制等)を記入してください。
4 「配当年次」については、配当年次が複数ある場合(例えば、2,3年次配当)は、当該配当年次をすべて記入してください。
5 「学期」については、『前期』、『後期』等の区分を記入してください。また、集中講義を行っている場合には、『前期集中』、『後期集中』、『夏季集中』等の区分を記入してください。
6 「時間数(時間)」については、当該開講科目における総時間数(例:90分授業が15週行われる場合には、22.5時間となります。)を記入してください。ただし、試験時間については、含まないものとします。
7 「必修・選択等」については、『必修』、『選択』、『選択必修』等の区分を記入してください。
8 「開講方法」については、『毎年』、『隔年』の区分で記入してください。なお、隔年開講については、今年度開講していれば『隔年○』、開講していなければ『隔年×』と記入してください。
9 「授業方法(形態)」については、『講義』、『演習』、『実験』、『実習』または『実技』のいずれかを、これらを併用する場合にはすべてを記入してください。
10 「受講学生数(うち、LS外の学生)」については、同一科目を複数クラス開講している場合には、それぞれ記入してください。(例:同一科目が2クラス開講されており、それぞれ50人(うち、LS外の学生は2人)と40人(うち、LS外の学生は0人)の場合には、『①50(2)、②40(0)』となります。)
11 「担当教員」の「分類」については、別紙様式3の教員分類別内訳の「記号」(専、専他、実・専、実・み、兼任、兼任)により、記入してください。
12 「授業科目内容の概要」については、開講する各授業科目についての講義等の内容を簡潔に記入してください。ただし、法律基本科目については、その内容の記入は不要です。
13 「シラバス等のページ」については、シラバス等の授業計画を記載した冊子中の該当ページを記入してください。ただし、法律基本科目については、その該当ページの記入は不要です。

別紙2(別紙様式2)

学生数の状況

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

入学定員関係

	種別	入学定員【a】 (人)	志願者数 (人)	合格者数 (人)	入学者数【b】 (人)	入学定員超過率 【b/a】	入学者数内訳								入学者数のうち社会人経験を有する者等の割合		
							自大学の法学関係の学部出身者		自大学の法学関係以外の学部出身者		他大学の法学関係の学部出身者		他大学の法学関係以外の学部出身者		法学関係以外の学部出身者(社会人経験を有しない者)	社会人経験を有する者	計
							社会人経験を有しない者【c】 (人)	社会人経験を有する者【d】 (人)	社会人経験を有しない者【e】 (人)	社会人経験を有する者【f】 (人)	社会人経験を有しない者【g】 (人)	社会人経験を有する者【h】 (人)	社会人経験を有しない者【i】 (人)	社会人経験を有する者【j】 (人)	【(d+g)/b×100】 (%)	【(c+e+f+h)/b×100】 (%)	【(c+d+e+f+g+h)/b×100】 (%)
平成18年度	法学未修者	100	208 (51)	54 (16)	42 (11)	0.97	8 (3)	2 (0)	0 (0)	2 (2)	12 (4)	6 (0)	4 (0)	8 (2)	9.5	42.9	52.4
	法学既修者		262 (39)	65 (15)	55 (14)		15 (5)	8 (1)	0 (0)	1 (0)	13 (4)	15 (3)	1 (0)	2 (1)	1.8	47.3	49.1
平成17年度	法学未修者	100	184 (34)	55 (8)	47 (8)	0.98	8 (1)	3 (1)	2 (0)	3 (0)	12 (1)	6 (1)	6 (2)	7 (2)	17	40.4	57.4
	法学既修者		205 (43)	55 (10)	51 (9)		25 (6)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (3)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	0	15.7	15.7
平成16年度	法学未修者	100	321 (80)	54 (14)	46 (9)	1.00	4 (1)	1 (0)	3 (1)	3 (0)	12 (5)	7 (1)	6 (1)	10 (0)	19.5	45.6	65.2
	法学既修者		312 (76)	70 (19)	54 (15)		19 (8)	8 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (1)	12 (3)	2 (0)	3 (1)	3.7	42.5	46.2

社会人(実務の経験を有する者)の定義について

入学時において大学卒業後2年以上(主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ期間を除く)の

社会的実務経験を有するもの

他学部出身者の定義について

入学時において法学士以外の学士号を有するか取得見込みの者

在籍者関係

	種別	1年次	2年次	3年次
平成18年度	法学未修者	47 (12)	51 (9)	31 (5)
	法学既修者		59 (14)	50 (11)
平成17年度	法学未修者	51 (9)	37 (6)	
	法学既修者		58 (11)	45 (13)
平成16年度	法学未修者	46 (9)		
	法学既修者		54 (15)	

- (注) 1 学生数の状況については、各年度5月1日現在で記入してください。
 2 括弧内には、内数で女子学生の人数を記入してください。
 3 入学定員関係の「入学者数内訳」の「自大学の法学関係の学部出身者」とは、当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科若しくは課程等に在学、またはこれらを卒業した者をいいます。
 4 入学定員関係において、入学者の「種別」を詳細に設定している法科大学院にあっては、当該様式を基本としつつ、適宜様式を変更して記入してください。
 5 入学定員関係の「入学定員超過率」は、小数点第3位を切り捨ててください。(例: 入学定員が90人、入学者数が93人の場合には、 $93 \div 90 = 1.033\cdots \approx \lceil 1.03 \rceil$ となります。)
 6 入学定員関係の「社会人(実務の経験を有する者)の定義について」、「他学部出身者の定義について」については、当該法科大学院におけるこれらの定義を簡潔に記入してください。
 7 在籍者関係については、長期履修制度を採用している場合等は、上記様式を基本として、適宜様式を変更して記入してください。

別紙2(別紙様式3)

教員一覧

東北大学大学院法学研究科総合法政専攻

分類	職名	性別	教員名	年齢	専門分野	実務経験年数		担当授業科目												備考	
						職種	年数(年)	自大学法科大学院担当授業科目				自大学他専攻等担当授業科目				他大学等担当授業科目					年間総単位数
								授業科目名	単位数	集・才	授業科目名	単位数	集・才	大学等名	授業科目名	単位数	集・才	大学等名			
専	教授	男	稲葉 馨	54	行政法			公法	2	才	論文指導(M)	2		法学研究科法政理論研究専攻					14		
								実務公法×2	8	才	法学(事件を通じて考える法学入門)(B)	2		理学部、医学部医学科、医学部保健学科、歯学部、薬学部、農学部							
専	教授	男	貝瀬幸雄	48	民事訴訟法			倒産法	2		司法制度論(B)	2		法学部					8		
								国際民事訴訟法(国際民事訴訟法発展)	2		法学(民事訴訟制度論)(B)	2		文学部、教育学部、法学部、経済学部							
専	教授	男	河上正二	53	民法			民法	2	才	民法演習 I (M)	2		法学研究科法政理論研究専攻					22.2		
								実務民事法×2	1.7	才	民法演習 II (消費者法)(M)	2		法学研究科法政理論研究専攻							
								リーガル・クリニック	0.4	才	論文指導(M)	2		法学研究科法政理論研究専攻							
								法と経済学	1.33	才	民事法入門(B)	2		法学部							
								現代契約法	1.6	才	民法総則(B)	2		法学部							
								医事法	1	才	民法演習(B)	4		法学部							
											ジェンダーと人間社会(B)	0.2	才	経済学部、医学部医学科、医学部保健学科、歯学部、薬学部、工学部、農学部							
専	教授	男	小粥太郎	41	民法			民法	4	才	民法演習 I (M)(B)	2		法学研究科法政理論研究専攻					13		
								実務民事法×2	0.6	才	民法演習 II (M)(B)	2		法学研究科法政理論研究専攻							
								現代契約法	0.3	才	契約法・債権総論(B)	4		法学部							
								民法発展演習	0.1	才											
専	教授	男	坂田 宏	47	民事訴訟法			実務民事法×2	11.5	才	執行保全法(B)	2		法学部					21.4		
								リーガル・クリニック	1.2	才	民事訴訟法演習 I (B)	2		法学部							
								エクスターンシップ×8	2.7	集才											
								民事執行・保全法	2												
専	教授	男	芹澤英明	47	英米法・トランスナショナル情報法			リーガル・リサーチ	2	才	英米法演習(M)	2		法学研究科法政理論研究専攻					17.7		
								実務外国法 I	2		インターネット リーガル リサーチ アンド ライティング(M)	2		法学研究科法政理論研究専攻							
								実務外国法 II	2	才集	比較法社会論(B)	2		法学部							
								法と経済学	0.13	才	英米法(B)	2		法学部							
								トランスナショナル情報法	1.6	才	英米法演習(B)	2		法学部							
専	教授	女	辻村みよ子	56	憲法・比較憲法			公法	4	才	憲法演習 I (M)(B)	2		法学研究科法政理論研究専攻					14		
								ジェンダーと法演習	2		比較憲法演習 I (M)	2		法学研究科法政理論研究専攻							
											論文指導(M)	2		法学研究科法政理論研究専攻							
											憲法 I (B)	2		法学部							
専	教授	女	水野紀子	51	民法・家族法			民法	2	才	民法基礎演習 I・II (M)	4		法学研究科法政理論研究専攻	企業法学特殊講義 II	2	集	筑波大学大学院ビジネス科学研究科	15.6		
								実務民事法×2	1.1	才	現代家族法(M)(B)	2		法学研究科法政理論研究専攻							
								現代家族法	2		家族法(B)	2		法学部							
								民法発展演習	0.4	才											
								医事法	0.1	才											
専	教授	男	山元 一	44	憲法・比較憲法			実務公法×2	4	才	比較憲法演習 II (M)	2		法学研究科法政理論研究専攻					16.2		
											比較憲法演習 III (M)	2		法学研究科法政理論研究専攻							
											憲法 II (B)	2		法学部							
											憲法 III (B)	2		法学部							
											憲法演習 II (B)	4		法学部							
											ジェンダーと人間社会(B)	0.2	才	経済学部、医学部医学科、医学部保健学科、歯学部、薬学部、工学部、農学部							

分類	職名	性別	教員名	年齢	専門分野	実務経験年数		担当授業科目												備考			
						職種	年数(年)	自大学法科大学院担当授業科目			自大学他専攻等担当授業科目						他大学等担当授業科目				年間 総単 位数		
								授業科目名	単位数	集・才	授業科目名			単位数	集・才	大学等名		授業科目名	単位数			集・才	大学等名
											授業科目名	単位数	集・才			大学等名	大学等名						
専・他	教授	男	大内 孝	44	西洋法制史						西洋法制史演習 I (M)(B)	2		法学研究科法政理論研究専攻 法学部				12					
											西洋法制史演習 I (M)(B)	2		法学研究科法政理論研究専攻 法学部									
											西洋法制史特論 I (イングラ ンド法制史)(M)(B)	2		法学研究科法政理論研究専攻 法学部									
											論文指導(M)	2		法学研究科法政理論研究専攻									
											法と歴史 I (B)	2		法学部									
											法と歴史 II (B)	2		法学部									
専・他	教授	男	吉田正志	57	日本法制史				2		日本法制史演習 I (M)	2		法学研究科法政理論研究専攻				16					
											日本法制史演習 II (M)	2		法学研究科法政理論研究専攻									
											日本近代法史(B)	2		法学部									
											日本法制史 I (B)	2		法学部									
											日本法制史 II (B)	2		法学部									
											日本法制史演習(B)	4		法学部									
実・専	教授	男	石井彦壽	65	民事法実務	法曹	36.1		2.2	才								7.8					
									0.6	才													
									2	才													
									2	才													
									1	才													
実・専	教授	男	鈴木孝之	58	経済法	その他	32.3		2		経済法演習(M)(B)	2		法学研究科法政理論研究専攻 法学部				12					
									2		経済法 I (M)(B)	2		法学研究科法政理論研究専攻 法学部									
											経済法 II (M)(B)	2		法学研究科法政理論研究専攻 法学部									
											国際経済法(M)(B)	2		法学研究科法政理論研究専攻 法学部									
実・専	教授	女	藤宗和香	57	刑事法実務	法曹	24		16	才					訴訟実務の基礎(刑事)	2		白鷗大学法務研究科	25.2				
									0.6	才					模擬裁判(刑事)	2		白鷗大学法務研究科					
									2	才													
									0.25	才													
									2	才													
									0.1	才													
									0.1	才													
									0.1	才													
実・専	教授	女	藤田紀子	60	民事法実務 法曹実務	法曹	35.1		1.7	才								9.9					
									2	才													
									2	才													
									3.3	集才													
									0.9	才													
実・み	教授	男	官澤里美	48	法曹実務	法曹	20.1		2.2	才								14.2					
									6	才													
									6	集才													
実・み	教授	男	佐藤裕一	51	民事法実務 法曹実務	法曹	21.1		0.3	才								8					
									4														
									1.7	集才													
									2														

分類	職名	性別	教員名	年齢	専門分野	実務経験年数		担当授業科目												備考	
						職種	年数(年)	自大学法科大学院担当授業科目			自大学他専攻等担当授業科目						他大学等担当授業科目				年間総単位数
								授業科目名	単位数	集・才	授業科目名	単位数	集・才	大学等名	授業科目名	単位数	集・才	大学等名			
																			授業科目名		
実・み	教授	男	畑 一郎	43	民事法実務 法曹実務	法曹	19.1	法曹倫理×2	1.2	才									6.2		
								民事要件事実基礎×2	4												
								民法発展演習	1	才											
兼任	研究科長 教授	男	植木俊哉	45	国際法			国際法発展	2		公共政策ワークショップIプロジェクトC(P)	12	才	法学研究科公共法政策専攻					28.2		
								国際法発展演習	2		国際法演習I(M)	2		法学研究科法政理論専攻							
											国際法演習II(M)	2		法学研究科法政理論専攻							
											論文指導(M)	2		法学研究科法政理論専攻							
											国際法(B)	4		法学部							
											国際法演習(B)	2		法学部							
											ジェンダーと人間社会(B)	0.2	才	経済学部、医学部医学科、医学部保健学科、歯学部、薬学部、工学部、農学部							
兼任	教授	男	澁谷雅弘	40	租税法			法と経済学	0.13	才	公共政策ワークショップIプロジェクトD(P)	2	才	法学研究科公共法政策専攻					26.1		
								企業課税論(租税法基礎)	2		公共政策ワークショップII政策モジュール(P)	12		法学研究科公共法政策専攻							
											租税制度と政策税制の課題(P)	4		法学研究科公共法政策専攻							
											租税法原論(M)(P)	2		法学研究科公共法政策専攻 法学研究科法政理論研究専攻							
											論文指導(M)	2		法学研究科法政理論研究専攻							
											租税法(B)	2		法学部							
兼任	教授	女	西村篤子	52	国際法・国際 関係論			国際人権・刑事法	2		公共政策ワークショップIプロジェクトC(P)	6	才	法学研究科公共法政策専攻				10			
											国際法特論(M)(B)	2		法学研究科法政理論研究専攻 法学部							
兼任	教授	男	平塚政宏	40	知的財産法			知的財産法I	1.7	才	知的財産法演習II(M)	2		法学研究科法政理論研究専攻				8.7			
								国際知的財産法	1	才	知的財産法(B)	2	才	法学部							
											知的財産法演習II(B)	2		法学部							
兼任	助教授	女	清水真希子	32	商法			商取引法演習	2		商取引法I(B)	2		法学部				8			
											商取引法II(B)	2		法学部							
兼任	助教授	女	嵩さやか	30	社会保障法			社会保障法	2		比較社会保障法演習(M)	2		法学研究科法政理論研究専攻				12			
											社会法研究会(M)	2		法学研究科法政理論研究専攻							
											社会保障法(B)	4		法学部							
											社会保障法演習(B)	2		法学部							
兼任	助教授	男	西久保裕彦	46	環境法			環境法(環境法I)	2		公共政策ワークショップIプロジェクトA(P)	12	才	法学研究科公共法政策専攻				28			
											公共政策ワークショップII政策モジュール(P)	12		法学研究科公共法政策専攻							
											環境法概論(M)(B)	2		法学研究科法政理論研究専攻 法学部							
兼任	助教授	男	米村滋人	31	民法			現代契約法	0.1	才	民法基礎演習I(M)(B)	2		法学研究科法政理論研究専攻 法学部				11			
								医事法	0.9	才	民法基礎演習II(M)(B)	2		法学研究科法政理論研究専攻 法学部							
											民法演習(M)	2		法学研究科法政理論研究専攻							
											不法行為法(B)	2		法学部							
											基礎ゼミ(社会保障政策を考える)(B)	2		全学部							
兼任	講師	男	金谷吉成	36	法情報学			リーガル・リサーチ	2	才	政策調査の技法(P)	2		法学研究科公共法政策専攻				6			
											基礎ゼミ(情報社会と法)(B)	2		全学部							
兼任	講師	男	蟻川恒正	41	憲法・比較憲 法			憲法訴訟と憲法解釈論	2								2				
兼任	講師	男	内田正之		法曹実務			エクスターンシップ	1.7	集才							1.7				

分類	職名	性別	教員名	年齢	専門分野	実務経験年数		担当授業科目												備考
						職種	年数(年)	自大学法科大学院担当授業科目			自大学他専攻等担当授業科目			他大学等担当授業科目			年間 総単 位数			
								授業科目名	単位数	集・才	授業科目名	単位数	集・才	大学等名	授業科目名	単位数		集・才	大学等名	
兼任	講師	男	大塚 直	47	民法、環境法			環境法Ⅱ	2	集								2		
兼任	講師	男	河井 聡	42	法曹実務			エクスターンシップ	0.8	集才								0.8		
兼任	講師	女	菊池静香	45	刑事法実務			刑事裁判演習×2	1	才								2.9		
								刑事実務演習Ⅱ	1.9	才										
兼任	講師	男	斉藤啓昭	41	刑事法実務			刑事裁判演習×2	1	才								1		
兼任	講師	男	佐々木洋一	50	法曹実務			エクスターンシップ	1.7	集才								1.7		
兼任	講師	男	佐藤鉄男	51	民事手続法			応用倒産法	2	集								2		
兼任	講師	男	田子忠雄	63	刑事法実務			刑事実務演習Ⅰ	1.9	才								3.8		
								刑事実務演習Ⅲ	1.9	才										
兼任	講師	男	中村民雄	46	イギリス法 EU法			実務外国法Ⅱ	2	集								2		
兼任	講師	男	早川眞一郎	51	民法			民法	2	才								2.7		
								実務民事法×2	0.3	才										
								トランスナショナル情報法	0.4	才										
兼任	講師	男	廣瀬健二	55	少年法 刑事法			模擬裁判	2	才								4		
								少年法・刑事政策	2	集										
兼任	講師	男	藤田 浩	41	法曹実務 企業法務			エクスターンシップ	0.8	集才								2.8		
								企業法務演習Ⅱ	2											
兼任	講師	男	水町勇一郎	38	労働法学			実務労働法Ⅰ	2									4		
								実務労働法Ⅱ	2	集										
兼任	講師	男	翠川 洋	43	刑事法実務			刑事裁判演習×2	1	才								3		
								模擬裁判	2	才										
兼任	講師	男	三輪佳久	56	実務公法			民事・行政裁判演習×2	2	才								2		
兼任	講師	男	村井三郎	42	刑事法実務			刑事裁判演習×2	1	才								1		
兼任	講師	男	吉田年宏	68	刑事法実務			刑事事実認定論	1.75	才								1.75		

教員分類別内訳

分類	記号	種別	数(人)	法曹としての実務の経験を有する者(内数)
専任教員	専	教授	10	0
		助教授	8	0
		講師	0	0
専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員	専・他	教授	2	0
		助教授	0	0
		講師	0	0
実務家・専任教員	実・専	教授	4	3
		助教授	0	0
		講師	0	0
実務家・みなし専任教員(年間6単元以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)	実・み	教授	3	3
		助教授	0	0
		講師	0	0
兼任教員(学内の他学部等の教員)	兼任	教授	4	
		助教授	4	
		講師	1	
兼任教員(他の大学等の教員等)	兼任	教授		
		助教授		
		講師	18	

別紙2(別紙様式4)

科目別専任教員数一覧

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

科目 専任教員	法律基本科目							法律実務 基礎科目	基礎法学・ 隣接科目	展 開 ・ 先端科目	合 計
	憲法	行政法	民法	商法	民 事 訴訟法	刑法	刑 事 訴訟法				
教授	2	1	6	1	1	1	0	9	4	14	39
助教授	0	0	1	1	1	1	1	1	3	3	12
講師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2	1	7	2	2	2	1	10	7	17	51